

ETC カード特約（三井住友トラストカード≪コーポレートカード：個別決済方式用≫）（2024年4月改定）

| 改定前 | 改定後（下線部が改定箇所） |
|--|--|
| <p>第1条（定義）</p> <p>1. 「道路事業者」とは、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社もしくは地方道路公社または都道府縣市町村である道路管理者のうち、三井住友トラスト・カード株式会社（以下「当社」という）と ETC 決済契約を締結した者で、当社が指定する者となります。</p> | <p>第1条（定義）</p> <p>1. 「道路事業者」とは、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社もしくは地方道路公社または都道府縣市町村である道路管理者のうち、<u>三井住友トラスト・カード株式会社（以下「当社」という）</u>が指定する者となります。</p> |
| <p>第2条（ETC カードの貸与と取扱い）</p> <p>2. 会員規約第2条に定める管理責任者は、カード利用単位に所属し当社からカードの発行を受けているカード使用者の中から、ETC カードを社用に利用する方を指定して当社に所定の方法で届け出るものとし、当社が適格と認めた方を ETC カード使用者（以下「使用者」という）とします。なお、管理責任者は、使用者の届出にあたり、使用者本人に本特約および会員規約の内容を示し、理解をさせたうえで承認を得るものとなります。</p> | <p>第2条（ETC カードの貸与と取扱い）</p> <p>2. 会員規約第2条に定める管理責任者は、カード利用単位に所属し当社からカードの発行を受けているカード使用者の中から、ETC カードを社用に利用する方を指定して当社に所定の方法で届け出るものとし、当社が適格と認めた方を ETC カード使用者（以下「使用者」という）とします。なお、管理責任者は、使用者の届出にあたり、使用者本人に<u>本特約</u>の内容を示し、理解をさせたうえで承認を得るものとなります。</p> |
| <p>第9条（会員保障制度）</p> <p>(6) 前条2項の紛失・盗難の通知を当社が受領した日の61日以前に生じた損害 (7) 戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難に起因する損害 (8) その他本特約および会員規約に違反する使用に起因する損害</p> | <p>第9条（会員保障制度）</p> <p><u>(6) 会員が複数回にわたり類似の紛失・盗難等の被害に遭い、当該被害が会員の過失に起因する場合 (7) 前条2項の紛失・盗難の通知を当社が受領した日の61日以前に生じた損害 (8) 戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難に起因する損害 (9) その他本特約および会員規約に違反する使用に起因する損害</u></p> |
| <p>第12条（退会）</p> <p>1. 会員が退会をする場合は、管理責任者が所定の届出用紙により当社の指定する金融機関または当社に届け出るものとなります。この場合、当社が必要と認めた場合には、全 ETC カードを当社に返却するものとなります。2. 使用者が退会をする場合は、管理責任者が所定の届出用紙により当社の指定する金融機関または当社に届け出るものとなります。この場合、当社が必要と認めた場合に</p> | <p>第12条（退会）</p> <p>1. 会員が退会をする場合は、管理責任者が所定の<u>方法</u>により<u>当社</u>に届け出るものとなります。この場合、当社が必要と認めた場合には、全 ETC カードを当社に返却するものとなります。2. 使用者が退会をする場合は、管理責任者が所定の<u>方法</u>により<u>当社</u>に届け出るものとなります。この場合、当社が必要と認めた場合には、当該使用者の ETC カードを当社に返却するものとなります。3. 会員が</p> |

| 改定前 | 改定後（下線部が改定箇所） |
|---|---|
| <p>は、当該使用者の ETC カードを当社に返却するものとします。3. 会員がカードの法人会員を退会する場合は、全使用者の ETC カードも同時に退会となるものとします。4. 使用者がカードを退会する場合は、退会する使用者の ETC カードも同時に退会となるものとします。</p> | <p>カードの法人会員を退会する場合は、<u>全ての</u> ETC カードも同時に退会となるものとします。4. 使用者がカードを退会する場合は、退会する使用者の ETC カードも同時に退会となるものとします。</p> |
| <p>ETC システム利用規程 ETC システム利用規程実施細則</p> | <p>URL ならびに 2 次元コードでのご案内に変更。</p> |
| <p>(2021 年 4 月改定)</p> | <p>(<u>2024</u> 年 4 月改定)</p> |